

(al-Ma'ūdī, 九五六年没)が著した、創世から彼の同時代に及ぶ世界史である。タリーフ (al-Talīf, 年代記)でなく、主題別の歴史敘述形式をとり、アフバル (al-ḥabār, 「情報」)の代表的作品といえる。地理など百科全書的内容を含む一方、イスナード (isnād, 傳承者系譜)や出典をあまり明示しない。第三―六章(この書の最初のまとまった歴史記述)は、神の天地創造からムハンマド以前の人々(イスラエルとアラブ)までを扱い、聖書の歴史に、アラブの傳説を加味し、シーア派から見た人類史となっている。

本發表では、この『前イスラーム史』の諸特徴(ムスリムの史觀とシーア派の世界觀ほか)を、タバリー (al-Ṭabarī)の『諸使徒と諸王の歴史』(「同時代の代表的な世界史」などとの比較をまじえて、検討してみたい。

「徴兵免除」嘆願書にみる

一九世紀中葉エジプトの農村社會

加藤 博

一八二三年、エジプト政府は農民の兵士としての徴發を開始した。以後、この徴兵は、近代的教育制度と並んで、國民國家エジプトの形成にとって根幹的制度として機能する一方、農業勞働力を奪う「血税」として、農民の怨嗟のまこととなった。

ところで、一九世紀中葉までのエジプトでは、村長を含む地方行政官の不正(ズルム)に對して、中央權力への直訴が認められてい

た。當然のことながら、こうした直訴の主たるテーマの一つは「徴兵」であった。

そこで、本發表では、エジプト國立公文書館に所藏されている『エジプト總督内閣官房トルコ語局文書』に收められている幾つかの「徴兵免除」嘆願書を紹介し、それらが作成された時代背景、それらの形式と内容を解説するなかで、一九世紀中葉エジプト農村の社會構造、およびそこに住む農民のメンタリティのあり様を少しでも明らかにすべく努めたい。

南宋の官米調達について

島居 一康

南宋における上供米は、當初は北宋の方式を踏襲し、年額約四七〇萬石に不足する部分は和糴によって調達していた。しかし紹興末年(一一六〇ころ)に兩稅秋苗の實徵額三三三萬石を上供額として固定したため、和糴は上供額との直接の關連を失い、これと並行して豐儲倉など諸倉の備蓄目標額にもとづき、諸官司によって隨時和糴が行われるようになった。中央の官員および禁軍兵士に支給する上供米の缺額補完を目的としていた和糴は、これ以後は獨自に諸倉に備蓄し、主に賑濟にふりむけることを目的とするようになる。

南渡後紹興末年にいたる三〇年ほどの間、兩稅秋苗の實徵米はその全額を上供していたため、州縣には地方官や兵員に支給すべき財源がなく、ときに實徵額の二〇〇%にも及ぶ加耗米を附加徴收して

經費を調達していたが、上供米額が固定されて半世紀以上を経た紹熙末年（一二世紀末）、江西の州軍などでは苗米生産の向上にもなる歳入額の増加により、固定された上供額をこえて苗米が實徴されるようになり、州ごとにばらつきがあるが、多い州では歳入實徴の二〇～三〇％にあたる留州を確保できるようになった。

アヘン戦争と近代世界

加藤 祐三

アヘン戦争（一八四〇～四二年）は、過去半世紀の史學によれば、中國近代史の起點と位置づけられ、その中國近代の特質は半殖民地・半封建社會と規定されている。本報告では、アヘン戦争を傳統的な一國史の文脈に限定せず、戦争の相手國であった「超大國」イギリスとその支配下の諸國、また清朝中國を中心とし周邊の朝貢國からなる華夷秩序の變動、そして鎖國中の日本などをふくめて、國際政治史の文脈から次の三點を取り上げてみたい。

(1) 戦争の原因となったアヘン・貿易（三角貿易）、植民地財政、清朝財政、通貨（銀銅兩位制）問題など。

(2) 對應の形態とその選擇。戦争は廣義の政治の一形態であり、外交という別の形態と對比しつつ考える。外交には情報収集（必要言語の習得體制をふくむ）・分析・判斷が不可欠であり、國內への情報流通や情報の媒體（文字・言語、映像媒體など）、世論なども重要な要素となる。

(3) 戦争の當該國外への政治的影響と新たにできた國際政治の構圖
①アメリカ・フランス、②日本、③朝鮮・シャム・ベトナムなどの朝貢國、④華夷秩序の變動、⑤新國際政治の構圖——とくに事後への拘束力および波及效果 ⑥總體としての近代世界。

清末民初の刑法典論争

小野 和子

中國において近代的法典の編纂が始まったのは、今世紀の初頭、西太后新政のなかに於いてであった。沈家本らが修訂法律大臣に任命され、修訂法律館が開かれて、参考とする爲の外國法の翻譯から作業が始まった。一九〇六年清朝の立憲準備とともに、この編纂作業は加速され、一九〇七年には中國最初の近代的な刑法草案が完成する。我が國の法學者岡田朝太郎の起草になるものであった。この草案は殘虐な體罰の廢止、死刑の範圍の縮小、緣坐の廢止など、一定の限度において、法の下における個人の人權を認めようとしたものであった。だが、この草案が一たび諮問に付せられるや、中國舊來の家族制度を破壊するものであるという激しい非難に遭遇することになった。この爲、草案は一部修正されるが、近代法としての體系を崩すわけにゆかず、暫行章程五條を附則とすることによって移行措置としようとした。そして宣統二年（一九一〇）の冬には、資政院において、新刑律推進派と反對派のあいだで論戦が展開されることになる。その大きな焦點になったのが、暫行章程の（一）卑劣の尊